

Title	うたい掛ける者とうたい掛けられる者 : 壮族の人生儀礼におけるうたの掛け合いとの規範
Author(s)	手塚, 恵子
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 24 P.1-P.17
Issue Date	1990
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/56456
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

うたい掛ける者とうたい掛けられる者

— 壮族の人生儀礼におけるうたの掛け合いとその規範 —

手塚恵子

1 はじめに

中華人民共和国広西壮族自治区の武鳴県東部に居住する壮族¹⁾は、彼らの行う儀礼のなかで、各々儀礼の持つ意味づけに即して「niemh²⁾ (となえる)」、「diuq (歌いながら舞う)」、「gangj (語る)」、「guh (うたう)」と称される四種類の言語表現を使い分けている。

本稿で扱う言語表現「guh」とは、うたを編む、うたをうたうといった意味で用いられている。ここでいううたとは、壮族独自の歌謡様式を持つ歌謡のことを指し、それ以外の歌をうたう際には、漢語「唱(chàng)」に由来する「ciengq」を用いる。「guh (うたう)」という言語表現を用いる儀礼には、春期もしくは秋期に行われるうたを掛け合う祭である「歌墟³⁾」と、結婚あるいは死者を弔うのに際して行われる儀礼などがある。武鳴県東部に居住する壮族であれば、これらの儀礼の折には、上手下手はあったとしても「guh (うたう)」という言語表現ができることが期待されるのである。

とはいえ、彼らは誰とでもうたを掛け合うわけではない。彼らがうたを掛け合う際の、うたう／うたわない、という選択の仕方には、個人の好みを超えたある種の規範がみられるのである。本稿では彼らが「guh (うたう)」という言語表現を用いる儀礼のなかでも最もその規範性が強く現れ

る、結婚および死者を弔うのに際して行われる儀礼を例にとって、彼らの、うたう／うたわない、という選択の仕方を叙述し、あわせて彼らにとって「guh (うたう)」という言語表現は如何なるものであるのか、を考えてみたい。

2 武鳴県東部の概要

武鳴県は広西壮族自治区の省都、南寧市に隣接する県である。人口は、1984年度で約570,000人。民族構成は壮族がその総人口の85.86%を占めており、それに漢族がついでいるが、漢族の多くは県あるいは各郷の中心地、もしくは帰国した華僑のために用意された定住地である華僑農場に集中しているので、その他の地域では壮族のみで構成された村落が多数を占めている。

武鳴県東部とは、この武鳴県の東部に位置する陸幹鎮、羅波郷、馬頭郷、両江郷の4郷と城廂郷の一部地域のことを指す。これらの地域は、その総戸数に占める農家の割合が96%を超えており、水稻栽培を中心とする農村地帯となっている。

さて東部のこれら4郷は、それぞれ24, 16, 35, 15の行政村を含んでいるが、この各行政村は、さらに複数の伝統的村落を含んでいる。またその各伝統的村落は、複数の自然村より構成されている。

ところで武鳴県東部の壮族は、男性がその妻を迎えると親の家から分家していき夫婦家族的形態をとるので、各家の規模は比較的小さい。自然村内では、これらの家々が連なって立ち並び、他の自然村とは、田畑で区切られている。一方自然村内では父系のリネージである「宗族」を同じくする者あるいはその下位の分節集団である「房」を同じくする者が集中して居住する傾向がある。

また彼らは「宗族」あるいは「房」毎に各々の男性成員を記載していく

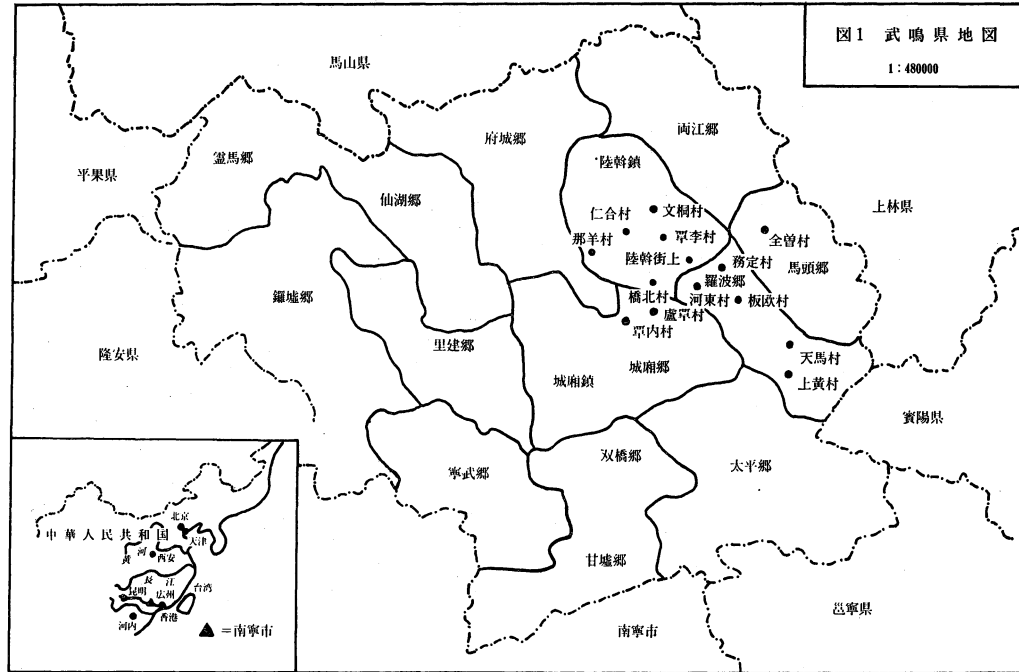


図1 武鳴縣地図
1:480000

『廣西市県概況』所収の武鳴縣地図をもとに筆者が作成した。
 各村落名は現行の行政村名を用いている。なお民国期の村名との対応は以下の通りである。
 河東村 (陸元村), 務定村 (陸台村), 板欣村 (歐張村), 天馬村 (譚村, 蒙黃村), 上黃村 (上黃村),
 橋北村 (九十冬村), 覃内村 (覃内村), 盧覃村 (盧覃村), 文桐村 (謝桐村), 陸幹街上 (新陸幹街上),
 仁合村 (人和村), 全曾村 (全曾村), 那羊村 (同和村)

うたい掛ける者とうたい掛けられる者

「家譜」、その祖先祭祀を行うための建物である「祠堂」、あるいはその祭祀を支えるための不動産や動産を以前は所有していたとされるが、これら全てを持つリネージは少なく、多くの場合はこの内の1, 2を持つに過ぎない。

本稿で主に扱うのは、羅波郷に属する天馬村に属する伝統的村落のひとつである壮族の村、譚村と、陸幹鎮に属する橋北村のその九十冬村である。譚村も九十冬村も民国期にはそれぞれひとつの行政村であった。武鳴県東部の人々が「村」について言及する場合の「村」という単位は、現在の行政村を指すことよりも伝統的村落（≒民国期の行政村）であることが多いので、以下の本稿で「村」という場合も、それに準じて伝統的村落を指すことにする。

3 結婚儀礼とそのうたの掛け合い

武鳴県東部の壮族の人々は、その人生のうちで二度大きな節目を迎える。結婚に際して行われる儀礼、死去に際して行われる儀礼がそれに相当する。

これらの人生の節目に際して、彼らはその父系リネージの成員、「親戚」⁴⁾、知己を招いて各儀礼を執り行うのだが、その儀礼の場で欠かせないのがうたの掛け合いである。無論武鳴県東部の壮族の村落に居住する全ての人々が、無条件にその儀礼の場でうたの掛け合いを行えるわけではなく、後述するようにその儀礼においてうたの掛け合いが許されるカテゴリーに、その儀礼を迎える当人が含まれていること、さらに中国共産党の政権下となつてからは、時の政府の政策でうたを掛け合うことが許容されていること、が各儀礼の際にうたが掛け合わされるための前提条件である。

3-1 単姓村の場合

譚村は、賓陽県からやって来た譚福海を始祖とする、父系のリネージで

構成されている戸数154戸の村である。この譚村の譚姓のリネージは、賓陽県にその本拠地を持つ譚姓のリネージの一部分を構成する分節集団にあたるが、譚村の内部でも、さらに三個の分節集団「房」に分かれている。

表1 譚村における結婚の儀礼とそのうたの掛け合い

No.	姓名	結婚した年	妻の出身地	歌の掛け合いの有無	その理由
1	譚A	1949年	羅波郷陸元村	○	
2	譚B	1952年	羅波郷陸台村	○	
3	譚C	1953年	羅波郷欧張村	○	
4	譚D	1962年	羅波郷蒙黄村	×	「困難時期」
5	譚E	1969年	羅波郷上黄村	×	「文革」
6	譚F	1975年	羅波郷蒙黄村	×	「禁歌」

表1は、この譚村で、1949年から1975年の間で行われた結婚の儀礼と、その儀礼の場で行われたうたの掛け合いについて記述したものである。

さてこの表1に挙げた6例のうち譚D、譚E、譚Fの3例が、うたの掛け合いを行っていない。その理由を挙げると、

1962年に結婚した譚Dが、うたの掛け合いを行わなかったのは、1961年から1963年まで、中華人民共和国でおこった全国的な物質の欠乏⁵⁾とそれにともなった節約運動のためであり、

1969年に結婚した譚Eおよび1975年に結婚した譚Fが、うたの掛け合いを行わなかったのは、1965年に始まった「文化大革命」のためである。

「文化大革命」の間、封建的な遺物として各種の慣習が批判の対象とされたが、うたの掛け合いもそのひとつとして攻撃の対象とされた。1976年に「文化大革命」は一応収束したが、中国政府が公式の声明をだし、うたを

掛け合うことの意義を認めたのが、1979年⁶⁾、広西壮族自治区政府が、うたを掛け合うことを壮族の持つ美風として推奨しはじめたのは、1984年⁷⁾のことである。武鳴県の各村落においても1965年から1979年の間は、うたを掛け合えば、即殺害や批判の対象となりかねなかった、という。彼らが安心してうたの掛け合いができるようになったのは、1986年からである。

一方、時の政府の政策に干渉されなかった譚A、譚B、譚Cの3例は、その結婚の儀礼でうたを掛け合っている。

1953年に結婚した譚Cを例にとり、その結婚の儀礼とうたの掛け合いについて記述しよう。

譚Cは、1956年に羅波郷欧張村から妻を迎えた。この日の昼過ぎより譚C家では、譚村の譚姓リニージの分節のひとつである「第1房」の成員や、婚出していった彼の姉妹、あるいは彼の母の生家の者が訪れ宴が始まった。この宴が一段落すると譚Cは、花嫁を迎えるため、譚村の彼と同年代の男性の友らを引き連れて欧張村へ出かけた。欧張村でも同じように宴がたけなわであったが、譚Cが到着すると花嫁の弟に椅子やベッド等の花嫁道具を担がせ、さらに花嫁の姉妹や欧張村の娘達をつけて、花嫁を送り出した。譚Cと花嫁達が譚村に戻って来ると、結婚の儀式が行われ、続いて再び宴がはられる。昼間に譚Cの家で行われていた宴に招かれていた人たちに加えて、譚村の「第1房」以外の譚姓に属する男性達が自発的に集まって来る。これから花嫁に従ってやって来た欧張村の娘達（これを「陪娘」という。）とうたの掛け合いが始まるのである。花嫁側ではあらかじめこのことを予測して、うたの上手な女性を「陪娘」に入れておく。この欧張村の「陪娘」と、譚村の男性達は明け方までうたを交わしあった、という。

この事例でうたを掛け合っているのは、新郎の居住する譚村の譚姓の男

性達と、花嫁に従ってやって来た欧張村の欧姓および張姓のリニージの娘達である。

1949年に結婚した譚Aと1952年に結婚した譚Bの事例でも、それぞれその花嫁に従ってやって来た「陪娘」と、譚村の譚姓の男性達がうたを掛け合っている。

ところで譚Aから譚Fの事例がすべて譚姓以外の女性と結婚していることが示すように、譚姓はそのリニージ内部で通婚しない。譚村は譚姓のリニージのみで構成されている単姓村であるから、結婚の儀礼におけるうたの掛け合いも譚村と譚村が通婚する村の間で行われ、譚村内部では行われないといえるだろう。

3-2 雑姓村の場合

九十冬村は山東省出身の李廷宝を始祖とする父系のリニージである李姓と、福建省を経て南京直隸州からやって来た黄道院を始祖とする父系のリニージである黄姓から構成されている、戸数201戸の村である。このうち黄姓のリニージは、九十冬村の内部で、二個の分節集団（房）に分かれている。また李姓のリニージは、上林県および武鳴県覃李村の李姓のリニージと共に「上位リニージ (higher-orderlineage)⁸⁾」を形成している。九十冬村の李姓と黄姓は、それぞれのリニージ内部では通婚しないが、李姓と黄姓のリニージの間では、通婚している。

表2は、この九十冬村で1945年から1987年の間で行われた結婚の儀礼と、その儀礼の場で行われたうたの掛け合いについて記述したものである。

この表2に挙げた6例のうち、李H、李I、黄J、黄Lの4例が、うたの掛け合いを行っている。この4例の結婚の儀礼とその儀礼の場で行われたうたの掛け合いの様子は、ほぼ前述した譚Cと同様であるが、新郎側のうたい手が、譚Cの事例とは異なっている。例えば、

表2 九十冬村における結婚の儀礼とそのうたの掛け合い

No.	姓名	結婚した年	妻の出身地	歌の掛け合いの有無	その理由
7	李G	1945年	陸幹鎮 九十冬村 〔黄姓〕	×	同じ村の者同士では歌の掛け合いをしない
8	李H	1947年	陸幹鎮 盧覃村	○	
9	李I	1949年	陸幹鎮 盧覃村	○	
10	黄J	1963年	陸幹鎮 謝桐村	○	
11	李K	1981年	陸幹鎮 新陸幹街上	×	
12	李L	1987年	陸幹鎮 人和村	○	

1949年に結婚した李Iは、その妻を陸幹鎮盧覃村から迎えた。彼らの結婚の儀礼の場でうたを掛け合ったのは、花嫁に従ってやってきた盧覃村の娘達と、九十冬村の男性達であったが、その際に新郎側のうたい手のリーダーとなったのは、九十冬村の黄Mであった、という。

覃H、黄J、李Lの事例も李Iの事例と同様に、新郎側のうたい手は、新郎の属するリネージの成員に限らず、九十冬村に居住する男性達から構成されていた、という。

九十冬村では「花嫁は必ずうたい手をともなって来るので、花嫁がやって来ることがわかると、村中の男性は自発的に結婚式の場集まって来る。」つまり新郎側のうたい手となるのは、新郎の属するリネージの成員であるというより、その村の成員であることが必要であると考えられているのである。

ところでこの6例のうち、李Gと李Kの2例がうたの掛け合いを行っていないが、李Kの事例の場合は「文化大革命」の余韻によるものと考えられるだろう。

さて7（李G）の事例であるが、これは時の政府の政策に左右されたものではない。

李Gは1945年に九十冬村の黄姓から妻を迎えた。この際彼の妻は嫁入り道具を携え「陪娘」も伴ってきたが、その宴では「同じ村の者同士ではうたの掛け合いはしない」という理由から、うたの掛け合いはなかった、という。

李Gの事例と同様に、1954年に同村内の李姓のリニージから妻を迎えた陸幹鎮覃李村の覃N、あるいは1950年に同村内の覃姓のリニージから妻を迎えた陸幹鎮覃李村の王Oも、「同じ村の者同士ではうたの掛け合いはしない」という理由から、その結婚の宴ではうたの掛け合いはなかった、という。

村の成員の間で通婚した場合には、その結婚の儀礼のなかでうたの掛け合いは行われないのである。

したがって雑姓村で村内婚を行う九十冬村の場合でも、結婚の儀礼におけるうたの掛け合いは、九十冬村と九十冬村が通婚する村で行われるが、九十冬村の内部では行われなるといえるだろう。

4 死者を弔う儀礼とそのうたの掛け合い

武鳴県東部に居住する壮族は、成人に達した者が死亡すると、死者を弔う儀礼を行う。しかし全ての者が同じようにその儀礼を受けるのではなく、各人の死に様によってその儀礼はおよそ3段階に分類されている。いま仮にそれを、「悪い死」、「普通の死」、「良い死」とよんでおく。

「普通の死」とは、「悪い死」あるいは「良い死」には相当しない死の

ことを指している、「普通の死」では、死者の息子が属する父系リニージの成員あるいはその「親戚」が集まり、死者を埋葬する。

「悪い死」とは、その死者が自分の屋敷内で死ぬことのできなかった死のことを指している。これは屋外での不慮の事故による死を指すことが一般的であるが、入院先の病院で死亡した場合もこれに準ずる扱いを受ける。このような「悪い死」の場合、通常の儀礼を行う前に、道教の宗教者「bouxdauh」を招いて「cuengq cauq youz⁹⁾」と呼ばれる儀礼を行う。

「良い死」とは、(1)「正常死」であること、(2)死者が60歳以上であること、(3)死者の子供と孫が生存していること、といった条件を満たしているものをいう。「良い死」の条件を満たしている者は、「bouxdauh」を招いて、道教の祭文をと覚えてもらい、さらにうたい手によって、うたの掛け合いが行われる。

90歳で亡くなった彼の母のために、その儀礼を1982年に行った譚Cを例にとって、その死者の儀礼とうたの掛け合いについて記述しよう。

4-1 単姓村の場合

1982年に譚村の譚Cの家で、羅波郷陸台村出身の彼の母が亡くなった。母が亡くなるとすぐに、母の生家にその死を知らせたところ、母の弟が譚Cの家を訪れその死体を検分し、その死因が婚家の虐待によるものではないことを確認した。そこで譚Cは彼の母が「良い死」の条件を満たしていることから、母を弔う儀礼でうたを掛け合いたいので、母の生家側のうたい手をひとり用意するように母の弟に依頼した。さらに譚Cは羅波郷上黄村に嫁いだ彼の妹に対して、喪主側つまり譚家側のうたい手をひとり用意するように依頼した。出棺の前日、譚村の譚姓リニージの「第1房」の成員や、譚Cの母や妻の生家の者、彼の妹の嫁ぎ先の者が集まり、うたの掛け合いが始まった。うたの掛け合いは、譚Cの母の弟が母の生家側のうた

い手として招いた陸台村の男性と、譚Cの妹が譚家側のうたい手として招いた上黄村の男性の間で行われた、という。

さてこの母を弔う儀礼で譚家から婚出した娘が譚家側のうたい手を出すことについて、彼らは「母が死んだ後、母の衣服や母がその生家から持参してきたものは、すべて娘のものになるので、娘はうたい手を用意しなければならない」と理由づけしている。つまり陸台村の母の生家からもたらされた母の持参財が、譚村の母の嫁ぎ先から、上黄村に嫁いだ娘のところへ移動するのにつれて、この持参財が譚家にもたらされた母の結婚という儀礼の場で必要とされた、母の生家と譚家の間のうたの交換において譚家の果たした役割も、譚家から上黄村の娘の嫁ぎ先へ移動したので、母の死去に際して母の生家と再び、うたの掛け合いを行う場合は、娘の嫁ぎ先が母の嫁ぎ先に代わってその儀礼上の役割を果たすべきであると考えられているのである。

ところで死者を弔う儀礼の際にうたい交わされる歌謡である「二十四孝」は、母に対する恩を述べたものであるが、ここで衆目を集めるのは、母の生家側のうたい手が、母のなしてきた慈愛に対して、息子や娘あるいはその家が如何につれなかったかを問いつめ正すのに対して、喪主側のうたい手が、母の慈愛に彼らが如何に感謝し、またその気持ちをどのような具体的な行為によって示したのかを即興でうたいあげることにある。従って譚家で行われたうたの掛け合いは、実際には譚Cの母の弟が招いた陸台村のうたい手と、譚Cの妹が招いた上黄村のうたい手の間で行われたとしても、象徴上では譚家と譚Cの母の生家の間で行われたものだといえるだろう。

一方この儀礼で母の生家側および喪主側のうたい手となった者は、譚Cの母の生家や妹の嫁ぎ先の家の者ではなかった、という。死者を弔う儀礼でうたを掛け合う者は、死者の父系親族や「親戚」であってはいけな

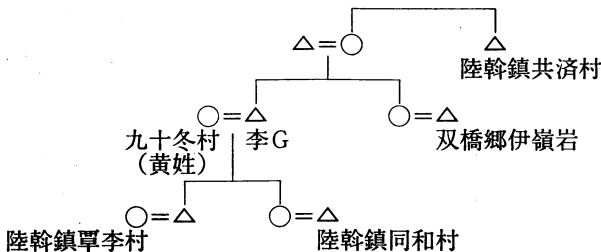
考えられているのである。したがって各うたい手は、それぞれその死者の生家のある村あるいは、その死者の娘の嫁ぎ先のある村の成員であるという資格で、生家側および喪主側のうたい手となるのだと考えられる。

4-2 雑姓村の場合

死者を弔う儀礼でうたを掛け合うためには、前章で述べたようにいくつかの条件が必要であり、また時の政府の政策によって永らくうたの掛け合いが禁止されていたこととあいまって、実際にその死者の儀礼でうたが掛け合わされることは希であった。九十冬村でも久しく死者の儀礼でうたの掛け合いは行っていない。しかし彼らの語るところによれば、「九十冬村で、死者の儀礼を行う際には、九十冬村の者はそのうたい手にはならない。」のであった。この九十冬村の慣習は、ある一面では、単姓村である譚村の場合と同じである。譚村においても死者の儀礼で実際にうたを掛け合うのは、譚村外から嫁入りした母の生家のある村と譚村外へ嫁入りした娘の嫁ぎ先の村との間であったからである。しかし九十冬村が雑姓村であり村内婚を行っていることから、九十冬村におけるうたの掛け合いが譚村のそれと全く同じ形をとるのは、その母の生家と娘の嫁ぎ先が共に九十冬村以外にある場合に限られるとも推測できるだろう。

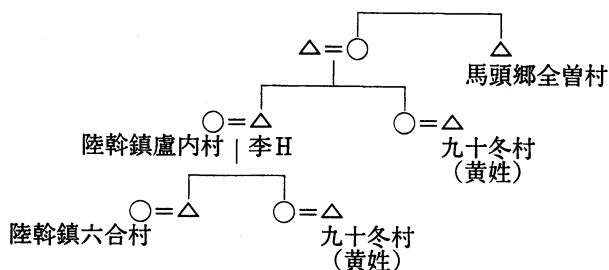
事例1は九十冬村の李G家の婚姻関係を表したものである。この李G家

事例1 李G家の婚姻関係



では九十冬村内の黄姓からその妻を迎え、李Gの娘は陸幹鎮同和村へ婚出している。いま仮に李Gの妻が死者の儀礼を受けるにふさわしい資格を得ているとしよう。うたは喪主側のうたい手である李Gの娘の嫁ぎ先である同和村の村の者と、李Gの妻の生家側のうたい手である九十冬村の者で掛け合えばよい。しかしこのうたの掛け合いは、象徴上は李Gの息子の村と李Gの息子の母の生家のある村との間で行われるべきものである。李Gの息子の母すなわち李Gの妻の生家は、九十冬村内にあるので、「同じ村の者同士はうたの掛け合いをしない」という規範によって、李Gの妻はその子供達および彼女の生家からは、うたの掛け合いを送られることはないと考えられるだろう。

事例2 李H家の婚姻関係



事例2は九十冬村の李H家の婚姻関係を表したものである。この李H家では、李Hの娘と妹が九十冬村の黄姓に嫁いでいる。いま仮に李Hの母が死者の儀礼を受けるにふさわしい資格を得て、その儀礼の場でうたを掛け合うとしよう。李Hの母の生家側のうたい手には、母の生家のある馬頭郷全曾村の者があたり、喪主側のうたい手には、妹の嫁ぎ先の村の者が当たらねばならない。

ところが李Hの妹は九十冬村内の黄姓に嫁いでいるので、喪主側のうたい手に九十冬村の者があたらなければなくなってしまう。九十冬村は

李姓と黄姓の2姓のリネージで構成されている村であるが、喪主の父系親族およびその拡大されたカテゴリーである父系のリネージの成員は、喪主側のうたい手となることはできないので、喪主側のうたい手となることが出来るのは、李Hの妹の嫁いだ黄家以外の黄姓の者である。

一方黄姓は九十冬村に移住してきた当初から李姓と通婚していた、と伝承しており、今もなお両姓は頻繁に婚姻関係を結んでいるから、李Hの母とどこかで「親戚」関係にある可能性が高い。さらに黄姓の者は、同村内に長年定住していた李Hの母とは親しいと考えられる。

九十冬村もさきに挙げた譚村の場合と同様に死者と「親戚」関係にあるもの、あるいは死者の知己である者はその死者の儀礼でうたを掛け合うことはできないと見なされているので、黄姓の者は喪主側のうたい手となることはできない。

このように象徴上はその死者の儀礼でうたを掛け合うことが可能であるのに、娘の嫁ぎ先がその母の嫁ぎ先と同村であるために、実際にはうたの掛け合いを行うことができない場合には、村外からそのうたい手を招く、という。

村内で行われる死者を弔う儀礼において九十冬村が単姓村で村外婚を行う譚村に等しいうたの掛け合いのあり方をとる場合でも、雑姓村で村内婚を行う九十冬村固有のうたの掛け合いのあり方をとる場合でも、九十冬村の人々はそのうたい手とはならない、と考えられるだろう。彼らのいう「九十冬村で、死者の儀礼を行う際には、九十冬村の者はそのうたい手にはならない。」とは、この両者について語った言葉なのである。

5 おわりに

前章までに結婚および死者を弔う儀礼の場での歌の掛け合いを取り上げ、それぞれに単姓村と雑姓村の場合を例に挙げて、彼らの、うたう／うたわ

ない、という選択の仕方を叙述してきたが、彼らにその選択をさせたのは、時の政府の政策によるものを除くと、次の様な規範であった。

1. 外婚単位である父系リニージの内部では、その成員間で歌の掛け合いはしない。
2. 村の成員間では、歌の掛け合いはしない。

これらの規範は、彼らがある成員権を共通とする者の間ではうたを掛け合うことはないと考えていることを示している。

さらに死者を弔う儀礼における歌の掛け合いでは、次の規範にも従っている。

3. 死者と「親戚」関係にある者は、うたの掛け合いに参加できない。
4. 死者の知己である者は、うたの掛け合いに参加できない。

壮族社会において「親戚」関係にあることは時には父系の親族であること以上の役割を果たす。武鳴県東部でも「親戚」関係にある者同士は比較的強い共同体意識を互いに持っている。

したがってこの規範は、親密な共同体意識を共有する者の間ではうたを掛け合うべきではない、と彼らが考えていることを示している。

ところで1と2の規範を導く村およびリニージの成員権は、個人に属するものであるよりも家に付与されたものであると考えられるのに対して、3と4の規範を導く「親戚」関係にあるあるいは「知己である」といった関係は、個人に与えられるものであると考えられる。

彼らがうたを掛け合う相手とは、結婚の儀礼における場合には、儀礼を迎える「家」が持つ共同体意識を共有しない人であり、死者を弔う儀礼では、それに加えて儀礼を迎える「個人」が持つ共同体意識を共有しない人だといえるだろう。

しかしまた一面で、これらの儀礼でうたを掛け合う相手というのは、彼らの通婚対象となる村の人間でもある。

以上の事柄を要約すると、彼らがその結婚および死者を弔う儀礼で用いる「guh (うたう)」という言語表現は、通婚は可能であるけれども未だ親密な共同体意識を持つにいたらない人々の間で用いられるものであるといえよう。

そして彼らのこうした意識は、「guh (うたう)」という言語表現を使ういまひとつの儀礼である「歌墟」においても、「村」という範囲こそ伝統的村落から「歌墟」をともに行う祭祀村落へと移動はするが、見られるのである。

注

- 1) 壮族は言語的には漢蔵語系壮侗語族壮傣語支に属している。人口は1982年度で、約13,380,000人。全人口の90%が広西壮族自治区に居住し、その他の主な居住地には、雲南省、広東省、貴州省等がある。壮族は古代の「越族」の末裔ではないかと考えられている。
- 2) 壮語の表記及び韻表記は『SAWLOIH CUENGH GUN 壮漢詞匯』を参考にした。なお武鳴県は1955年に制定された「壮文」(アルファベット表記の壮語の書き言葉)の標準音地域に指定されている。
- 3) 「歌墟」の「歌」は、日本語でいうところの「歌」とほぼ同義である。従って声に節をつけて歌う言葉という意味の他に、その社会の伝統的な詩型による詩歌をも指している。「墟」は、中国嶺南地方でみられる小規模な村落の市のことを指す。「歌墟」は市のように多くの人が集うたをうたうありさま、を表す言葉である。「歌墟」は春もしくは秋に行われている。春期の「歌墟」は春節から旧暦の四月にかけて、秋期の「歌墟」は仲秋の前後に行われることが多いが、春と秋に重ねて行う地域もある。またそれぞれの「歌墟」は「歌墟」を行うおよその日取りと場所を伝承しており、その場所と日取りを替えることは滅多にない。
- 4) 父系親族以外の親族的関係者を示すフォークターム。母方親族、父系婚出女性の嫁ぎ先およびその子孫を指す。
- 5) 「大躍進」政策の失敗、ソ連との関係悪化や自然災害によって、1959年から1961年にかけて、中国の経済は大きな打撃をうけた。
- 6) 1979年4月に国家民族事務委員会、文化部および中国民間文芸研究会によって、全国少数民族民間歌手、民間詩人座談会が北京で開かれ、その席上

「文化大革命」によって迫害された民間歌手と民間詩人の名誉の回復が行われた。

- 7) 1984年広西壮族自治区政府の主催で、壮族の伝統的なうたい掛けの祭である「三月三」が、南寧市で開催された。その後「三月三」は、1986年、87年には武鳴県の中心地である城廂鎮で開催され、その際には武鳴県東部の人々も多数参加した。この祭はその後も開催地を変えて毎年開かれている。
- 8) 父系リネージのうち、その居住の分布が聚落の範囲に合致するものを「地域リネージ」とよび、そうした「地域リネージ」がいくつか結びついたものを「上位リネージ」と、ここではよぶ。
- 9) 祭文をととなえながら死体を、火にかけた鍋の上を通過させる儀礼。

参考文献

広西壮族自治区少数民族語言文字工作委员会研究室編『SAWLOIH CUENGH GUN 壮漢詞匯』(広西民族出版社)1984年。

広西壮族自治区通史館編『廣西市県概況』(広西人民出版社)1985年

広西省政府民政庁編印『広西各県概況』1934年

当代中国的民族工作編集部編『当代中国民族工作大事記1949-1988』(民族出版社)1988年

Maurice Freedman “Chinese Lineage and Society Fukien and Kwan tung” 田村克己 瀬川昌久訳『中国の宗族と社会』(弘文堂)昭和62年

付記 本稿は1989年に中華人民共和国武鳴県東部地区において行った調査に基づくものである。お世話になった武鳴県、陸幹鎮、羅波郷、馬頭郷、兩江郷の政府と各村落の方々、広西民族学院の諸先生方に心より感謝しお礼申し上げます。

(大学院後期課程学生)